

第8回池田市行財政改革推進委員会 議事要旨

【と き】 平成26年11月4日（火） 午前10時～正午

【ところ】 池田市役所 6階 第4会議室

【出席者】

■委員：佐々木会長（神戸大学名誉教授）、村瀬副会長（弁護士）、
蒲生委員（公認会計士・税理士）、牛嶋委員（公募委員）、
榎本委員（公募委員）、能島委員（公募委員）

■事務局：増田市長公室長、三好総合政策部長、木田総務部長、
藤井人事課長、森本財政課長、塩川行政経営課長、
井上行政経営課主任主事、西山行政経営課主事

【傍聴者】 なし

【会議内容】

■第2期池田市行財政改革推進プラン（案）について

【内 容】

1) 開会

2) 議事

第2期池田市行財政改革推進プラン（案）について

佐々木会長から今後の委員会の進め方について確認

＝諮問書を手交＝

三好総合政策部長から佐々木会長に第2期池田市行財政改革推進プラン（案）について
の諮問書を手交

＝事務局説明＝

事務局から第2期池田市行財政改革推進プラン（案）について説明

＝質疑応答（抄録）＝

委員：タイトルの「第2期池田市行財政改革推進プラン（案）」について、池田市
行財政改革指針によると今期間は平成9年から続く行財政改革の流れの「第
3期」に当たるため、「第何期」という表現を用いることにはわかりにくさ
があるが、第6次総合計画の期間の「第2期」と考えれば説明は付くと思
える。

委員：職員数の目標を「600人程度」としており、現行プランからのさらなる削
減を目標にはしていないが、その理由として挙げている権限移譲による事務
量の増加について、具体的な想定があるのか。同様に、達成済みの目標であ
る人件費総額をそのまま新プランに引き継ぐのは、目標として適正と言える
のか。

委員：職員数及び人件費の目標について、その測定方法をどう考えているのか。ま
たアセットマネジメント、公共施設総合管理計画、公会計改革及び第3セク

ターのあり方の検討などが総務省から言われているが、こうしたことをどのように新プランに落とし込む予定なのか。

委員：改革の目標について、財政調整基金の現在の残高をお聞かせ願いたい。また臨時財政対策債等の直接市の負担にならない債務を除いた市債発行残高を目標に組み入れられないか。

委員：現行プランに基づく平成26年度の取組内容の反映は、新プランの公表時期と併せていつ頃の予定か。3頁の「第2期池田市行財政改革推進プランに引き継ぐべき課題」の項目に「恒常的な歳出削減や歳入確保に繋がる取組を増やし、」との文言があるが、これが15頁以降の実施プログラムのどの取組に反映されているのかわかるように記載されたい。財政調整基金については、財政的に余裕がある場合に積み立て、緊急の場合等に使用するためのものであり、安易に建設事業の財源として充てるべきでない。経常収支比率については、「90%台」では目標として曖昧であり、「95%以下」といった具体的な数値を掲げるべきである。職員数については、増加していく懸念があり、「600人体制の維持」とすべきである。人件費総額については、現行プランの目標をそのまま引き継いでおり、安易な目標設定とも言えるため、目標を「58億円未満」に設定してはどうか。また人件費の削減に関連して物件費における委託料等が増加しており、委託料に関する目標を追加してはどうか。また物件費における委託料等に関する資料の提出を求める。また新プランから中期目標として掲げている「安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）」は、これを中期目標にすることで、行財政改革の根幹部分を後退させ、先送りしている印象を受けることから、新プラン期間の目標に掲げるべきである。また抜本的な改革のためには、市債や公営企業債を含む地方債の総残高の削減等の目標設定を考えるべきである。臨時財政対策債は地方交付税の代替財源であるが、市の負債であることには変わらず、臨時財政対策債も発行制限や削減の対象に組み入れるべきである。必ずしも国の負担で償還できるとは限らず、臨時財政対策債に頼りきらない姿勢を新プランで示すべきである。最後に第6次総合計画との連動について、次期実施計画の骨格部分ができただけの場合は、本委員会に参考資料として提出いただきたい。

委員：クリーンセンターや給食センターの大規模改修により、財源が厳しい状況とあるが、給食センター等の施設の今後の在り方を検討した上で予算を決定していくべきである。またその際意思決定プロセスはどうなっているのか。

委員：新プランでは、行財政改革の「量」から「質」という部分に焦点をあてており、その方向性としては間違っていないと考える。「量」は金額等で表現できるが、「質」は測定が難しいという課題がある。「質」の行財政改革を追求するのであれば、市民に対して「質」的な基準を示すとともに、現行の行政サービスの質を低下させないようにするという旨の文章が必要であると

考える。また行財政改革のプランの進捗管理について、行財政改革推進本部と行財政改革推進委員会との関係性をわかりやすくできないか。最後に、前回委員会で意見書に記載した行財政改革効果額に対する議論を次回以降の委員会でやりたいと考えている。

事務局：総論として、新プラン策定に当たり市として意識した部分は「質」の改善である。これまでは「量」の削減に焦点を当てて行財政改革に取り組んできたが、人員の削減は限界まで来た。これからは事務事業の見直しなど、限られた人員や財源で効率良く実施していく方向に舵を取る必要があることから、それに即して目標等を掲げており、内容によっては前回の目標を継続したのものもある。今後の本市の財政状況は悪化が想定され、今以上に厳しい財政運営を求められる。臨時財政対策債については、頼らないに越したことはないが、頼らなければ行政サービスが滞る可能性があることをご理解いただきたい。また、権限移譲については、大阪府からの移譲であり、今後、まちづくりや福祉関係の業務が移譲される予定である。現在、大阪府と協議中であるが、現状の職員数では全ての業務の移譲を受けることはできない状況である。また、公共施設総合管理計画は、施設の規模をスリム化することで、維持管理に費やしていた財源を他の施策に充てることを目的として新プランに記載している。施設の大規模改修については、まず現状把握を行い、その結果を基に必要な改修費用を見積もって予算化している。なお、クリーンセンターや給食センターに関しては、現時点でどのくらいの費用がかかるかは申し上げられる状態ではない。今後は将来予測を立てるとともに、PFI等の活用も検討しながら市の負担を軽減できるよう議論をしている。また「質」の行財政改革の基準については、行政サービスが多岐に渡り、求められる水準等が違うことから一様に基準を設定することは困難な状況である。職員や市民に周知し、改革を意識していくことで、質の改善を図っていく。また、新プランについては、来年の3月末には公表したいと考えており、平成26年度中間報告についても同時期を予定している。最後に実施計画については、現在策定中であり、提示できる段階には至っていない。

事務局：財政調整基金の残高については、平成25年度末時点で約46億円である。しかし、平成26年度末の予算ベースでの試算は約33億円に減少する見込みである。平成27年度以降には、小中学校の耐震化工事やクリーンセンターの改修等により、さらに残高の減少が予想されている。こうした中で、新プランの改革期間にどのくらいの額を基金に残す必要があるのかを収支見通し等から算出しているところである。

事務局：人件費総額について、平成25年度が約56億円という低い数字となった理由は、国からの要請に基づき、既に実施していた市独自の給与削減の削減率アップによるものである。新プランで継続目標として掲げた理由は、今年8月の人事院の勧告による給与制度の総合的な見直しに地域手当の段階的引上

げといった人件費の増加要因があるため、職員数を維持していく中での「60億円未満」の達成は容易ではないと考えているからである。現状よりさらに人件費を削減するためには給与削減が必要となるが、長らく給与削減が続いていた背景から、職員のモチベーション低下に繋がる懸念がある。

委員：今までの改革効果では給与削減が最も費用削減効果のある取組になっている。人事院の勧告等で今後人件費が膨張を続けてしまうことを一番懸念している。資料がなくては判断しかねる部分があり、人件費の増加に関する資料を提出されたい。またこれに併せて物件費における委託料等と地方債に関する資料の提出も求める。

委員：前回委員会での議論を受けて、新プランから効果額の目標を削除したのか、又は効果額を計上できる取組が少なくなってきたため削除したのかお答え願いたい。

事務局：効果額の計上が難しくなったからではなく、効果額という概念上の数字を目標として掲げ続けるよりも、平成31年度以降の財源に余裕を残すため、財政調整基金の残高という目標を立てる方が適当であると考えたからである。

委員：本日の委員会での議論を受けて新プラン（案）を修正し、次回の委員会では今回のものと変わった箇所等がわかるようにして提示していただきたい。

委員：実施プログラムに記載されている取組のうち、4年間「検討、実施」としているものは、途中の進捗がわかるように表現していただきたい。また第6次総合計画の第6章第4節には「情報通信技術の活用」のめざすべき姿として「世代間および地域間のデジタルデバイド（情報格差）は解消しており」とあるが、メールやインターネットを使用していない高齢者が多くいる。めざすべき姿を実現していくための施策はあるのか。またそのために市内のインターネット利用者数等は把握しているのか。

事務局：まだ4年間の具体的なスケジュールが決定していない取組については、そうした表現としているが、毎年度の中間報告や最終報告でその進捗を示していく。市内のインターネット利用者数については、おそらく把握はしていない。総務省がインターネットカバー率を100%にする方針を掲げているが、その方針に則り、総合計画に掲げるめざすべき姿に近づけていく。

委員：市内のインターネット利用者の割合を把握しておくことも、今後の施策に反映できると考えるので、一度調査されることを提言する。

3) 事務連絡

事務局から次回委員会の予定等について説明

4) 閉会